

都市デザイン（小倉・黒崎）策定・実装検討業務委託
公募型プロポーザル

実施説明書

1 業務の概要

1) 業務名

都市デザイン（小倉・黒崎）策定・実装検討業務委託

2) 業務目的・趣旨

北九州市は、新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）で掲げる目指す都市像を実現するため、小倉及び黒崎地区におけるまちづくりの方向性を示す都市デザインの策定を進めており、北九州2043 次世代まちづくり・投資に向けた戦略（たたき台）（以下「戦略」という。）を令和8年7月22日に公表した。

本業務は、戦略をもとに、学識経験者等の専門家による検討会議（以下「検討会議」という。）等での意見を反映させ、ブラッシュアップを図るとともに、今後の具体的な開発プロジェクトの実装に向けた検討を深めていくにあたり幅広い知見を要するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するもの。

3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

4) 予算上限額

9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む額）

5) 参加資格

(1) 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項または北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されている又は令和8年9月1日までに記載される予定の者であること。

ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でない者であること。

オ 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体

制であること。

カ 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

キ 都市計画、建築、ランドスケープ等の専門家を配置できること。

(2) 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、本プロポーザル参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

ア 前項に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなったとき

イ 不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触したとき

ウ 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

エ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為等があったとき

6) 説明会の実施有無

本プロポーザルに係る説明会は実施しない。

7) 事業所管課

北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市役所本庁舎13階）

電話 093-582-2565 FAX 093-561-7525

Eメール：toshi-saisei@city.kitakyushu.lg.jp

2 実施スケジュール

1) 質問書の提出期限	令和8年8月4日（火）午後5時
2) 質問書への回答	令和8年8月6日（木）
3) 参加表明書の提出期限	令和8年8月7日（金）午後5時
4) 成果品の閲覧期限	令和8年8月19日（水）午後5時
5) 提案書の提出期限	令和8年8月19日（水）午後5時
6) 審査委員会	令和8年8月下旬（詳細は別途通知）
7) 結果公表	令和8年9月上旬
8) 契約締結	令和8年9月中旬

3 プロポーザルへの参加手続き等

1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要領で参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社（団体）概要（様式2）

ウ 共同申請者一覧（様式3）

（2）提出方法

ア 提出方法 電子メール

※送信後、電話により受信の確認を行うこと。

※メールの件名は、「会社名 参加表明書」とすること。

イ 提出先 1－7）事業所管課に同じ

ウ 提出期限 令和8年8月7日（金）午後5時まで

エ その他 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

（3）成果品の閲覧

参加表明書を提出した者は、都市デザインの検討過程等を把握するため、以下の要領により、従前の成果品を閲覧することができる。

ア 閲覧対象

① 令和7年度「都市デザイン（小倉・黒崎）策定業務委託」成果品

② 令和6年度「（仮称）“都市デザイン（小倉・黒崎）” 検討業務委託」成果品

イ 閲覧方法 閲覧を希望する場合は、電話により閲覧日時を事前に調整の上、事業所管課へ来訪しなければならない。

ウ 閲覧期間 令和8年7月24日（金）から令和8年8月19日（水）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

（4）参加の辞退

参加表明後であっても本プロポーザルへの参加を辞退することができる。その場合は、「参加辞退届（様式4）」を令和8年8月19日（水）の午後5時までに提出すること。提出方法は（2）提出方法に準ずる。なお、参加を辞退した場合でも、他の案件での入札には一切影響しない。

2）提案書の提出

参加表明書を提出した者は、以下の要領で提案書を提出すること。

なお、本プロポーザルは、業務内容の進め方や取組方法、起点となるプロジェクト候補の具体化に向けた検討事項の検討手法等について提案を求めるものであり、本業務の具体的な内容や成果品の一部（ブラッシュアップを反映した戦略、データ分析結果、起点となるプロジェクト候補の検討結果等）の作成や提出を求めるものではない。

具体的な作業は、契約後、提案書に記載された事項を反映しつつ、発注者が提示する資料等に基づいて発注者と協議の上開始することとする。

（1）提出書類

ア 提案書表紙（様式5）

イ 配置予定者の同種業務実績（様式6）

ウ 提案書（任意様式、A4版横、片面刷り、左綴じ、ステープル止め）

エ 見積書（任意様式、A4版縦）

本業務に係る見積金額（消費税及び地方消費税を含む金額）及び算定の内訳を記載する。

なお、見積額が予算上限額を超える場合、失格となるので注意すること。

オ 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが確認できる資料

（2）提案書の記載事項

ア 業務実施体制、工程表

業務実施の人員体制及び本業務を効果的かつ効率的に進めるためのスケジュールについて具体的に提案すること。

イ 過去の類似・関連業務実績

まちづくりの将来計画策定の実績、学識経験者等から専門的な意見を伺う会議の運営、市民意見聴取の実績について具体的に提案すること。

ウ 業務内容に係る提案

仕様書「5 業務内容」に掲げる項目について、それぞれ以下のとおり提案すること。

① 戦略のブラッシュアップ

検討会議等で得られた意見のとりまとめ及び戦略やパスへの反映に係る業務の進め方について提案すること。

② 「起点となるプロジェクト候補」の具体化

以下のa及びbにおける、起点となるプロジェクト候補の具体化に向けて検討する事項について、実装可能性の向上につながるデータ収集、検討・分析手法及び進め方を提案すること。

a 小倉ブースト

小倉ウォークブルフィールド（例：駅前広場再編・平和通り車線減など）の検討に係る提案を行うこと。

※他の「起点となるプロジェクト候補」、例えば、KOKURAシンボルストリート（例：~~平和通り沿い~~などちゅうぎん・みかげ通り）や小倉城～旦過ガストロノミープロジェクト等と関連づけた検討が望ましい。

b 黒崎リバイバル

ウェルビーイングストリートプロジェクト（ふれあい通りを中心とした黒崎のまち全体で快適な歩行空間の形成）の検討に係る提案を行うこと。

※他の「起点となるプロジェクト候補」、例えば、ふれあい通りフルモール化プロジェクト等と関連づけた検討が望ましい。

エ その他独自の提案

上記以外の事項で、本業務の成果をより高めるために効果的と考えるものがあれば、併せて提案すること。

（3）提出方法

ア 提出方法 以下のとおり書面及びデータで提出すること。

① 書面

提出部数：8部（うち1部を原本（社名、代表者印入り）とし、その他7部は副本（どのページにも社名が記載されていないもの）とすること。）

提出方法：持参又は郵送（提出期間内必着。郵送の場合は書留郵便とする。）

② データ

提出形式：PDF形式

提出方法：メール添付又はオンラインストレージ

※送信後、電話により受信の確認を行うこと。

※メールの件名は、「会社名 提案書」とすること。

イ 提出先 1－7）事業所管課に同じ

ウ 提出期間 令和8年8月7日（金）から令和8年8月19日（水）（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

エ その他 提案書の提出以降、提出書類の差し替え及び追加は受理しない。
また、提出書類は返却しない。

（4）提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

ア 提出期限までに提案書の書面及びデータが到着しない場合

イ 提案について不正があると認められる場合

ウ 1の提案事業者が2以上の提案を行った場合

エ その他提案に際し違法な行為があった場合

3）質問書の提出

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。

（1）提出書類

質問書（様式7）

（2）提出方法

ア 提出方法 電子メール

※送信後、電話により受信の確認を行うこと。提出期間内必着。

※メールの件名は、「会社名 質問書」とすること。

イ 提出先 1－7）事業所管課に同じ

ウ 提出期限 令和8年8月4日（火）午後5時まで

（3）回答方法

ア 回答方法 市ホームページに順次回答を掲載する。

※社名等を伏せた上で公開する。

※質問の回答が実施説明書等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって実施説明書等の内容に変更があったものとする。

イ 回答時期 令和8年8月6日（木）までに回答する。

4 提案の審査

審査委員会において、参加者の提案書及びプレゼンテーション内容について評価基準に基づき審査を行い、評価点が最も高かった者を本業務の受託候補者として選定する。なお、審査委員会の実施日時、実施場所、集合時刻及び待機場所は、参加表明者ごとに別途通知する。

1) 審査委員会

- (1) 実施日時 令和8年8月下旬（詳細は別途通知）
- (2) 実施場所 北九州市役所本庁舎（予定）
- (3) 実施方法 30分間のプレゼンテーション（説明15分、質疑応答15分）
- (4) 出席者数 参加表明者につき3名以内
※本業務の実務担当者がプレゼンテーションを実施すること。

2) 説明資料

プレゼンテーション時の資料については、提出した提案書のみを使用するものとする。パソコン、タブレット等の使用は、提案書の内容について変更・追加を行わない拡大表示等の場合に限り認める。なお、必要機器は各参加事業者で準備すること。

3) 出席しない場合の措置

プレゼンテーションに出席しない場合は、受託意思がないものとみなして原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないため、該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由、ただしA4版とする。）にて提出すること。

4) 審査基準

審査の評価項目、評価基準及び配点は、それぞれ別紙「審査基準及び配点」による。

5) 結果の通知

選定又は非選定を書面により通知し、合わせて、北九州市のホームページで公表する。

公表にあたっては、受託候補者については名称及び評価点を公表し、それ以外の参加者については、名称は非公表とし、評価点のみ公表する。

5 受託候補者との契約締結

- 1) 発注者と受託候補者とは、審査結果の通知後に、本業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの要請に基づく変更は原則認められない。ただし、発注者に不利にならない変更であって、公募型プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものは除く。
- 2) 協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による契約を締結する。
- 3) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（以下、「契約規則」という）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

- 4) 契約の辞退等の理由により、受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- 5) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

6 その他事項

- 1) 本プロポーザルへの参加及び提案に係る経費は、提案事業者の負担とする。
- 2) 提案書について情報公開請求があった場合は、北九州市情報公開条例の規定に基づき公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
- 3) 提案書を提出後、実施説明書、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。